

令和6年第3回 阿賀野市教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和6年3月25日(月) 午後2時00分開会
- 2 開催場所 阿賀野市笹神支所 4階 委員会室1
- 3 出席者 教育長 神田 武司  
教育長職務代理者 渡邊 栄二  
教育委員 酒井 里佳子、中野 稔、小川 寛子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議案説明のために出席した者の職・氏名  
学校教育課 課長 羽田 正佳  
管理指導主事 阿部 順延  
生涯学習課 課長 塚野 敏之
- 6 会 期 1日間
- 7 会議書記 学校教育課 課長補佐 高橋 成子
- 8 会議に付すべき事件

日程	議案番号	案 件
1		会議録署名委員の指名
2		令和6年第2回教育委員会定例会会議録の承認
3		業務報告
4	報告第5号	共催・後援の承諾について
	報告第6号	要保護及び準要保護児童生徒の認定等について
	報告第7号	社会教育関係団体の認定について
5	議案第10号	阿賀野市学校給食用食材物価高騰対策補助金交付要綱の廃止について
6	議案第11号	阿賀野市学校給食費支援補助金交付要綱の制定について
7	議案第12号	阿賀野市児童生徒ボランティア活動補助金交付要綱の廃止について
8	議案第13号	阿賀野市児童生徒各種大会参加費補助金交付要綱の全部改正について
9	議案第14号	阿賀野市中学校部活動の地域移行にかかる活動備品の貸出規程の制定について
10	議案第15号	阿賀野市適応指導教室設置要綱の全部改正について
11	議案第16号	阿賀野市学校給食の会計処理に関する規程の一部改正について
12	その他	1 今後の日程
		2 事務連絡等

午後2時00分 開会

羽田課長

定刻となりましたので、ただ今から「令和6年第3回阿賀野市教育委員会定例会」を開催いたします。

神田教育長、よろしく願いいたします。

神田教育長

皆さん、おはようございます。

それでは、これより令和6年第3回阿賀野市教育委員会定例会を開会いたします。

令和6年第3回定例会は、3月25日、月曜日、午後2時00分開会。会場は、阿賀野市笹神支所 4階 委員会室1です

本日は、全員出席で、欠席の委員はおりません。

本日、議案説明のために出席する者は、学校教育課から羽田課長、阿部管理指導主事、生涯学習課からは塚野課長です。

会議書記は、学校教育課の高橋課長補佐です。

本日の議事は、議事日程のとおりです。議事は番号順に進める予定ですが、時間等の都合で変更が必要となりましたら、進行の中で対応いたします。

会期は、本日1日でよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

ご異議なしと認め、本日1日の会期といたします。

令和6年第3回教育委員会定例会の会議録署名委員は、小川委員を指名いたします。

本日は、傍聴者がおられます。議案によっては退出を願うことがありますので、傍聴の方はよろしく願いいたします。

日程第2、令和6年第2回教育委員会定例会会議録の承認について、事務局お願いいたします。

羽田課長

令和6年第2回教育委員会定例会の会議録につきまして、お気付きの点などがございましたらお願いいたします。

神田教育長

ただ今説明のありました会議録について、ご質問等ございますでしょうか。

(全員異議なし)

それでは、令和6年第2回教育委員会定例会会議録は、承認されました。

それでは次に、日程第3、業務報告に移ります。

最初に、私の方から報告をさせていただきます。その後、学校教育課長、生涯学習課長、管理指導主事の順で報告をいたします。

神田教育長

教育長の業務について、資料に基づき報告。

- 青少年問題協議会  
2月22日(木)/ふれあい会館  
小、中、高校及び関係諸機関から、青少年の現状について報告していただいた後、スマホの使い方やSNSによる影響、事故の未然防止について、意見交換を行いました。
- 生活習慣病予防事業報告会  
2月26日(月)/保健センター  
市内中学校2年生の健康受診の結果を分析すると、生活習慣病については、睡眠不足と運動不足が最も影響を及ぼすと、新潟大学医歯学総合研究科教授の曾根先生が話されました。スマホの活用時間がポイントとなるようです。
- 阿賀野高等学校第17回卒業証書授与式  
3月1日(金)/阿賀野高等学校  
37名の生徒の堂々と落ち着いた姿を見せていただきました。就職内定24名(全員)、専修学校等11名合格、大学2名合格と、全員の進路が決定していました。
- 3月校園長会  
3月1日(金)/水原小学校  
令和5年度を振り返り、成果と課題について確認しました。そして、学年末に向けて注意を払わなければいけない事故の防止についてお願いしました。

羽田課長

学校教育課の業務について、資料に基づき報告。

- 3月期定例記者会見  
2月22日(木)/市役所
- 中学生生活習慣病予防事業報告会  
2月26日(月)/水原保健センター
- 第2回市議会定例会  
2月27日(火)～3月15日(金)/市役所
- 3月校園長会  
3月1日(金)/水原小学校
- 総務文教常任委員会  
3月6日(水)/市役所
- 予算審査特別委員会  
3月11日(月)～13日(水)/市役所
- 市総合計画 施策・基本事業成果指標ヒアリング  
3月14日(木)/笹神支所  
3月15日(金)/市役所
- 学校給食運営委員会  
3月19日(火)/笹神支所
- 修了証授与式  
3月21日(木)/京ヶ瀬幼稚園
- 第3回教育委員会定例会  
3月25日(月)/笹神支所

塚野課長

生涯学習課の業務について、資料に基づき報告。

- 新発田地区高等学校生活指導連絡協議会  
2月定例会  
2月21日(水)/新発田農業高等学校
- 3月期定例記者会見  
2月22日(木)/市役所
- 青少年問題協議会(20人)  
2月22日(木)/ふれあい会館
- 阿賀野川ラインロータリークラブ・NPO法人阿賀野市総合型クラブ主催  
第3回ポッチャ交流会  
2月23日(金・祝)/笹神体育館(42チーム 115人)
- 池田孤邨「紅葉に流水・山景図屏風」  
高精細複製品巡回展  
2月23日(金・祝)～3月1日(金)/市立図書館(1596人)
- 第25回Wリーグ公式戦 阿賀野市水原大会 新潟アルビレックスBBラビッツ  
2月24日(土)・25日(日)/水原総合体育館(24日655人 25日642人)
- まちづくり塾 はじめてのパン作り教室  
2月25日(日)/水原公民館(14人)
- 第4回夢創造実行委員会  
2月26日(月)/水原公民館(20人)
- 第2回市議会定例会  
2月27日(火)～3月15日(金)/市役所
- 3月校園長会  
3月1日(金)/水原小学校
- 第3回社会教育委員会議・  
公民館運営審議会  
3月5日(火)/笹神支所(20人)
- 社会厚生常任委員会  
3月7日(木)/市役所
- 駒林・五郎巻地区伝統芸能発表会  
3月10日(日)/駒林特別支援学校
- 予算審査特別委員会  
3月11日(月)～13日(水)/市役所
- 第2回阿賀野市立図書館協議会  
3月18日(月)/市立図書館

阿部管理指導  
主事

管理指導主事の業務について、次の内容を報告。

- [2月21日(水)～3月24日(日)]
- 児童生徒の事故報告
    - ・非行1件(小学校)ズボン下ろし
    - ・その他2件(小中各1件)救急搬送
  - 教職員の事故報告
    - ・その他1件 救急搬送

神田教育長

はい。以上で、業務報告が終わりました。  
ただ今の報告につきまして、ご質問等ございますでしょうか。  
(全員なし)

ないようでございますので、次に、日程第4、報告第5号 共催・後援の承諾について、事務局お願いいたします。

羽田課長

報告第5号 共催・後援の承諾につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、共催が6件、後援が1件でございます。  
最初に、学校教育課の案件について、ご説明申し上げます。

議案書に基づき説明。

○子育て学び&ランチ会 (後援)

代表者 NPO法人適正育成ラボ 理事長 五十嵐 貴子

期 日 毎月第3水曜 4月～令和7年3月

会 場 新潟市モリスバカフェ

塚野課長

続きまして、生涯学習課の案件について、ご説明申し上げます。

○キッズスポーツ教室 (共催)

代表者 NPO法人阿賀野市総合型クラブ 理事長 國井 嘉樹

期 日 4月～令和7年3月

会 場 市内小学校

○スポア陸上競技クラブ (共催)

代表者 NPO法人阿賀野市総合型クラブ 理事長 國井 嘉樹

期 日 4月～令和7年3月

会 場 水原小学校

○安田キッズダンス教室・京ヶ瀬キッズダンス教室・水原キッズダンス教室 (共催)

代表者 NPO法人阿賀野市総合型クラブ 理事長 國井 嘉樹

期 日 毎週木曜 4月～令和7年3月

会 場 安田公民館・京和荘・水原公民館

○けんこうくらぶ (共催)

代表者 NPO法人阿賀野市総合型クラブ 理事長 國井 嘉樹

期 日 毎週水曜 4月～令和7年3月

会 場 水原総合体育館

○大人のフットサルクラブ (共催)

代表者 NPO法人阿賀野市総合型クラブ 理事長 國井 嘉樹

期 日 毎月3回 4月～令和7年3月

会 場 水原屋内運動場

○いきいき体操くらぶ (共催)

代表者 NPO法人阿賀野市総合型クラブ 理事長 國井 嘉樹

期 日 毎週水曜 4月～令和7年3月

会 場 笹神体育館

神田教育長

ただ今、説明のありました共催・後援の承諾について、ご質問等ございますでしょうか。

(全員なし)

ないようでございますので、次に、報告第6号 要保護及び準要保護児童生徒の認定等について、事務局お願いいたします。

羽田課長

報告第6号 要保護及び準要保護児童生徒の認定等について、ご説明申し上げます。

阿賀野市では、保護者の経済的な理由により、児童生徒の就学が困難な場合に、就学援助費として必要な援助を行っております。

この案件につきましては、児童生徒の保護者から申請していただき、審査の結果、就学援助費の支給対象として、要保護者または準要保護者を認定するものであります。

配布させていただきました資料をご覧ください。議案として配布いたしました認定状況表と、本日配布しました要回収、個人名の入ったものでございます。

それでは、認定状況をご説明申し上げます。認定状況表の3月認定の列をご覧ください。下から2行目の「認定後支給停止者」の欄に、2名（お二人とも準要保護者ですが）と記載されております。要回収の資料を見ていただくと詳細が分かりますが、同一世帯2名の生徒分が、児童扶養手当の受給資格喪失に伴い就学援助も支給を行わないことになったものでございます。結果として現在の支給者数は認定状況表の合計欄の一番下の行のとおり361人となったものです。報告の説明は以上です。

神田教育長

ただ今、説明のありました報告第6号 要保護及び準要保護児童生徒の認定等について、ご質問等ございますでしょうか。

（全員なし）

ないようでございますので、次に、報告第7号 社会教育関係団体の認定について、事務局お願いいたします。

塚野課長

報告第7号 社会教育関係団体の認定について、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、期間を2年間として認定を行っております。

今回は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までで、75団体から申請があり、審査の結果「認定」としたものでございます。

うち、更新は74団体となっており、団体種別といたしましては、「スポーツ、健康、ダンス」が43団体と最も多く、続いて「学習、芸術」が7団体、「音楽」が6団体、「趣味」5団体と続いており、総会員数は、1,598人となります。

市民向けの活動を行っていただくものとして、自らの活動にとどまらず、広く開かれた団体を社会教育関係団体として認定するものであります。

神田教育長

ただ今、説明のありました報告第7号 社会教育関係団体の認定について、ご質問等ございますでしょうか。

（全員なし）

ないようでございますので、次に、日程5、議案第10号 阿賀野市学校給食用食材物価高騰対策補助金交付要綱の廃止について、並びに日程6、議案第11号 阿賀野市学校給食費支援補助金交付要綱の制定について、関連がありますので一括して、事務局お願いいたします。

羽田課長

議案第10号 阿賀野市学校給食用食材物価高騰対策補助金交付要綱の廃止について、並びに、議案第11号 阿賀野市学校給食費支援補助金交付要綱の制定につきましては、関連しますので合わせてご説明申し上げます。

この案件につきましては、阿賀野市学校給食用食材物価高騰対策補助金交付要綱を廃止し、新たに阿賀野市学校給食費支援補助金交付要綱を制定するものであります。

令和4年度、令和5年度に給食用食材物価高騰対策補助金として実施してまいりましたが、令和6年度からは、新たに「阿賀野市交付学校給食費支援補助金交付要綱」を別に定め、給食費の1/3相当額を補助する形となります。これにより従来よりも手厚い形での補助となりますので、現在の給食用食材物価高騰対策補助金交付要綱については、役目を終える形となり、今年度末をもって廃止するものでございます。新たな給食費支援補助金交付要綱につきましては、阿賀野市の児童生徒の健やかな育成及び、子育て世帯の経済的負担の軽減のため保護者に対し補助金を交付することが趣旨であると第1条に規定してございます。補助の対象者につきましては、第3条に規定するとおり、小中学校または、特別支援学校小中学部、義務教育学校等部、中等教育学校前期課程に在籍する、市内に住所を有する児童生徒の保護者としております。補助金額につきましては、第4条で、予算の範囲内において、市長が決定することとしており、令和6年度は、1/3相当額を予定しております。

それ以降の条項については、補助の手続き関係を規定しており、概略で申し上げれば、市立小中学校に在籍の児童生徒の保護者に対しては、給食費を徴収する際の額について、1/3相当額を差し引いた額でいただく形とし1/3相当額の補助については市の会計から学校の給食会計へ直接支払う形としており、いっぽう市民であって市立小中学校以外の学校に在籍する方の保護者に対する補助は、一旦普通に年度をとおして給食費をご負担いただき、年度末の実績により申請をいただき、その1/3相当額を補助するという形で行えるよう規定しているものでございます。また、この補助制度の他の制度により支給を受けている場合は、その金額を差し引いた額を補助することになり、1/3相当額以上の金額の支援を既に受けている場合は、この制度の対象外となります。

この制度により、小学校では1人当たり年19,000円程度の補助となり、中学校では1人当たり年22,000円程度の補助となります。今年度も食材物価高騰対策補助金として交付しておりますので、それと比較すると給食単価での保護者負担額が、小学校が300円から210円、中学校が340円から250円と両方とも実質単価で90円少なくなります。年額で計算すると、小中とも今年度に比べれば、1人あたり17,000円ほど軽減されることとなります。

概略になりましたが、要綱の廃止と制定に関する説明は以上です。

神田教育長

ただ今、説明のありました 議案第10号 阿賀野市学校給食用食材物価高騰対策補助金交付要綱の廃止について、並びに 議案第11号 阿賀野市学校給食費支援補助金交付要綱の制定について、ご意見・ご質問等ございますでしょうか

(全員なし)

それでは、ないようでございますので、議案第10号、並びに議案第11号について、原案のとおりご承認いただけますでしょうか。

(全員異議なし)

それでは、ただ今の案件は原案のとおり承認されました。

次に、日程第7、議案第12号 阿賀野市児童生徒ボランティア活動補助金交付要綱の廃止について、並びに日程第8、議案第13号 阿賀野市児童生徒各種大会参加費補助金交付要綱の全部改正について、関連がありますので一括して、事務局お願いいたします。

羽田課長

議案第12号 阿賀野市児童生徒ボランティア活動補助金交付要綱の廃止について、並びに、議案第13号 阿賀野市児童生徒各種大会参加費補助金交付要綱の全部改正につきまして、これも関連しますので合わせてご説明申し上げます。

羽田課長

議案第 12 号 阿賀野市児童生徒ボランティア活動補助金交付要綱の廃止について、並びに、議案第 13 号 阿賀野市児童生徒各種大会参加費補助金交付要綱の全部改正につきまして、これも関連しますので合わせてご説明申し上げます。

この案件につきましては、部活動の地域移行に伴い、阿賀野市児童生徒ボランティア活動補助金交付要綱を廃止し、阿賀野市児童生徒各種大会参加費補助金交付要綱に補助を統合するもので、合わせて移行期間においては地域クラブでの参加も部活動並みに補助対象とするよう所要の改正を行うものであります。

従来、各種大会参加費補助金とボランティア活動補助金の 2 本立てで、対象の大会であれば合わせて 100%補助できる制度となっておりますが、今回これを統合し、大会参加費補助金として一括支援できるよう見直したものです。これにより、ボランティア活動補助金交付要綱を廃止し、統合した大会参加費補助金交付要綱は、一部改正での対応も可能でしたが、改正部分が非常に多いため、今回は全部改正としたところです。

一部改正であれば、新旧対照表として改正部分を説明させていただくところですが、今回は全部改正であってもそれに準じた資料を用意させていただきました。改正比較表をご覧ください。下線が引かれている部分が改正したところですが、ご覧のように大半が改正されている状況です。そのため今回は全部改正を選択したものです。主な改正内容は、ボランティア補助の統合により従来の 3/4 補助から 4/4、100%補助としたところ、条項の書きぶりを直したところ、そして地域クラブでの大会参加に関しても部活動と同等の補助が受けることができるよう改正したものです。条項の書きぶりの改定に関し、例えば従来であれば、第 2 条「補助基準」で補助対象者や対象大会、対象経費、補助金額と同じ条の中で項を分けて規定しておりましたが、新しい要綱では、この各項を条項に引き上げ、従来よりも明確に規定するようにし、更に第 3 条補助対象大会や第 4 条の補助対象経費に関しましては、別表第 1 と第 2 を追加し、より詳細に記述したものです。

この改定により、学校における申請事務の軽減と地域クラブ参加者への補助の明確化を図ったものでございます。

要綱の廃止と全部改訂に関する説明は以上です。

神田教育長

ただ今、説明のありました議案第 12 号 阿賀野市児童生徒ボランティア活動補助金交付要綱の廃止について、並びに議案第 13 号 阿賀野市児童生徒各種大会参加費補助金交付要綱の全部改正について、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

小川委員

阿賀野市児童生徒各種大会参加費補助金交付要綱の別表第 2 の備考に、外部指導者の費用は補助対象としないとありますが、外部指導者とはどういう人のことを言っているのでしょうか。

羽田課長

外部指導者とは部活動に指導に来ている、教員ではない指導者や地域クラブの指導者のことです。この補助金の対象者は子どものみであり、指導者は対象外となります。

神田教育長

要綱の第 2 条に補助対象者は阿賀野市在住の児童生徒で、大会等に出場する者及び大会等に出場するために必要な補助児童生徒となっております。

渡邊職務代理

中体連実施の大会だけが対象ですか。

羽田課長

別表第 1 に補助対象となる大会が記載されています。また、第 3 条に、公益財団法人日本中学校体育連盟もしくはその下部団体、一般社団法人全日本吹奏楽連盟またはその下部団体と規定がありますので、それ以外の大会は補助対象外となります。

神田教育長	ボランティア活動補助金を廃止して、各種大会参加費補助金に一本化したことについて分かりやすく説明してください。
羽田課長	これまで、各種大会参加費補助金で4分の3、ボランティア活動補助金で4分の1、合わせて4分の4を払っていましたが、各種大会参加費補助金1つで4分の4払えるようにして交付申請も1つで済むように統一し改正したものです。加えて、地域クラブの補助についても規定したものとなっています。
神田教育長	地域クラブで大会に出場しても、補助を100%受けられる制度になっています。 そのほか、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。
	(全員なし)
	それでは、ないようでございますので、議案第12号及び議案第13号につきまして、原案のとおりご承認いただけますでしょうか
	(全員異議なし)
	それでは、ただ今の案件は原案のとおり承認されました。
	次に、日程第9、議案第14号 阿賀野市中学校部活動の地域移行にかかる活動備品の貸出規程の制定について、事務局お願いいたします。
羽田課長	議案第14号 阿賀野市中学校部活動の地域移行にかかる活動備品の貸出規程の制定につきまして、ご説明申し上げます。 この案件につきましては、部活動の地域移行を円滑に進め、地域における文化及びスポーツ活動の振興を図ることを目的に、市が所有する部活動にかかる備品を、市が認定した市内の地域クラブに無償で貸し出すことができるよう規程を制定するものであります。 貸出備品は消耗品以外のものを想定しており、クラブ員が個別に使用するような用具は対象とせず、持ち出しができない備品をはじめ、クラブ員共有で使用する楽器やボール等も含め対象とし、中体連の大会等に限り、持ち出し可能な物の貸出も可能としております。 規程の制定に関する説明は以上です。
神田教育長	ただ今、説明のありました 阿賀野市中学校部活動の地域移行にかかる活動備品の貸出規程の制定について、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。  貸し出しに関する事務は、学校長が実施します。地域クラブが活動のたびに道具を購入していると、経費がかさんで保護者の負担が増えてしまいますので、学校にあるものは学校長の権限のもと地域クラブにも貸し出すというものです。破損した場合は学校の備品であるため、故意や重大な過失での破損以外は、学校予算の中で修繕していくこととなります。
小川委員	使用者は借用の都度、申請が必要だとすると大変だと思うのですが。
羽田課長	施設を定期的に利用する場合は、同時に道具も定期的に貸し出し可能です。施設の定期利用については、都度の申請は不要となっています。
中野委員	地域クラブは道具を持っていないということでしょうか。
羽田課長	地域クラブの内容にもよりますが、基本的には持っていないと思います。運営していく中でそろえていく可能性もありますが、道具がなくても経費の負担なく地域移行をすすめられるようにするため、部活用の備品を貸し出しするという規定となっています。

中野委員 通常の活動以外の大会に参加する場合などは、別途申請してボールなどの道具を借りるといっていいのでしょうか。

羽田課長 おっしゃる通り、大会参加の場合に学校から持ち出す場合には、別途申請をいただいて学校長から支障がないことを確認していただいたうえで貸し出すものです。

神田教育長 そのほか、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

(全員なし)

それでは、ないようでございますので、議案第14号について原案のとおりご承認いただけますでしょうか。

(全員異議なし)

それでは、ただ今の案件は原案のとおり承認されました。

次に、日程第10、議案第15号 阿賀野市適応指導教室設置要綱の全部改正について、事務局お願いいたします。

羽田課長 議案第15号 阿賀野市適応指導教室設置要綱の全部改正につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、国の通達等により、これまで「登校」や学校への「復帰」という結果のみを目標にした「適応」から、児童生徒の社会的自立を目指す「支援」が必要とされてきたことから、「適応指導教室」の呼称を「教育支援センター」と標題を変更する等のほか、所要の改正を行うものであります。

まず要綱名につきまして「阿賀野市教育支援センター設置要綱」改めます。そして従来の要綱では、「白鳥ルーム」の設置に関し、「集団生活への適用を促し、学校生活への復帰を支援し」とあったものを「安心して通える居場所となり、情緒の安定、集団生活への適応、基本的な生活習慣の改善、基礎的な学力の補充等のための適切な支援及び指導を行う」に改め、そして各所に出てくる「入級」を「通室」に改め、対象者の記述についても「学校への復帰に向けて」を「教育支援センターに通室を希望し、継続的に通う」と改めております。

この要綱についても改正部分が大半を占めるため、今回は全部改正としたもので、文部科学省の不登校支援関係通知により、適応指導教室の呼称の変更とともに、あわせて「教育支援センター」の呼称に即した要綱に改めるものです。

要綱の全部改正に関する説明は以上です。

神田教育長 ただ今、説明のありました、議案第15号 阿賀野市適応指導教室設置要綱の全部改正について、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

補足ですが、今回の改正は、学校に行くことが唯一の目的ではなく、社会性、自立性の育成をすることが大事だという考え方が中心になっています。それによって、白鳥ルームの運営の仕方が変わってくるため改正したものです。

小川委員 阿賀野市内で教育支援センターが不足することのないようにしていただきたいと思っております。

羽田課長 残念ながら対象者については、増加傾向です。学校内に設置する教育支援センターと白鳥ルームのような学校外の教育支援センターがありますが、校内の支援センターは増やしつつあります。白鳥ルームにつきましても、参加人員が増えつつありますので、不足するようであれば拡充を検討する必要があると考えておりますが、今のところは充足しております。

渡邊職務代理	<p>提案ですが、不登校やひきこもりという言葉が子どもたちを押さえつけてしまっていると思いますので、言葉自体を変えていったほうがいいのではないかと思います。また、保護者全員と教員との共通理解が不足していると感じます。白鳥ルームのような施設があるということを保護者全員に最初から理解していただいて、自分の子がそういった状況になったときにすぐにその施設に行けるとということが大事だと思います。現状は、施設を知らない保護者もいますし、民生児童委員のことも知らない保護者もいます。</p>
阿部管理指導主事	<p>今、新型コロナが5類に移行したことにより、地域とのつながりが通常に戻ってきている場面でもあります。民生児童委員を学校で紹介する場を設けるなど、つながりをとれるような学校の取り組みについて、確認、指導を行ってまいります。</p>
神田教育長	<p>校内教育支援センターと白鳥ルームの設置について、PTA総会などで周知して保護者全員に理解をしていただけるよう努めていきたいと思っております。</p> <p>そのほか、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(全員なし)</p> <p>それでは、ないようでございますので、議案第15号について原案のとおりご承認いただけますでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p> <p>それでは、ただ今の案件は原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、日程第11、議案第16号 阿賀野市学校給食の会計処理に関する規程の一部改正について、事務局お願いいたします。</p>
羽田課長	<p>議案第16号 阿賀野市学校給食の会計処理に関する規程の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>この案件につきましては、給食費の減額や精算手続き等の規程について、整理を行い、年度末に学級閉鎖等で返金が生じる場合は、在校生に限り次年度給食費徴集にて相殺できるよう、保護者の受取の負担軽減と、合わせ学校事務の軽減を図るなど所要の改正を行うものであります。</p> <p>資料の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>まず減額の対象とできる状況に関し、長期欠席に関しましては、従来第3条第4項として規定されておりましたが、改正案では第5条として減額に関する条項を追加し、詳細は5ページの別表に記載することとしたほか、感染症や災害の項目やアレルギーによる弁当対応と乳成分関係の一部弁当対応の項目を追加し、現在考えられる減額事由を明記いたしました。</p> <p>1ページに戻っていただき、第6条では、精算に関する手法を追加し、在校生の次年度相殺などを規定するよう改めたものです。</p> <p>そのほか、細部に所要の改正を行っておりますが、現行規定には規定がなく、内規により処理されてきた部分について、規程に明記し改めるものでございます。</p> <p>規程の一部改正に関する説明は以上です。</p>
神田教育長	<p>補足ですが、この案件については、各学校の栄養士が参加する学校給食検討委員会で検討したうえでの改正となります。</p> <p>ただ今、説明のありました阿賀野市学校給食の会計処理に関する規程の一部改正について、ご質問等ございますでしょうか。</p>

(全員なし)

それでは、ないようでございますので、原案のとおりご承認いただけますでしょうか。

(全員異議なし)

それでは、ただ今の案件は承認されました。  
ここで5分間の休憩をとります。

～休憩～

それでは、再開いたします。

日程第12、その他をお願いいたします。  
最初に、今後の日程について、事務局をお願いいたします。

羽田課長

それでは、最初に、学校教育課の日程につきまして、ご説明申し上げます。

学校教育課の業務について、資料に基づき説明。

- 安田給食センター会計監査  
3月28日(木)/安田小・給食センター
- 辞令交付式(教職員退職者・転出者)  
3月29日(金)/ふれあい会館
- 辞令交付式(教職員転入者)  
〃 (教育委員会事務局職員)  
4月1日(月)/ふれあい会館
- 安田中学校入学式  
4月5日(金)/安田中学校
- 市内小中学校入学式  
4月8日(月)/市内小中学校
- 京ヶ瀬幼稚園 入園式  
4月9日(火)/京ヶ瀬幼稚園
- 総務文教常任委員会 所管事務調査  
4月11日(木)/市役所
- 4月校園長会  
4月12日(金)/笹神支所
- 第4回教育委員会定例会  
4月23日(火)/笹神支所

次回定例会の日程を調整。

- 令和6年第4回教育委員会定例会  
4月23日(火) 午前10時00分から/阿賀野市笹神支所

塚野課長

次に、生涯学習課の日程につきまして、ご説明申し上げます。

生涯学習課の業務について、資料に基づき説明。

- 辞令交付式(教職員退職者・転出者)  
3月29日(金)/ふれあい会館
- 辞令交付式(教職員転入者)  
〃 (教育委員会事務局職員)  
4月1日(月)/ふれあい会館
- 阿賀野市スポーツ推進委員協議会総会  
4月6日(土)/福正
- 歴史民俗資料館 開館  
4月6日(土)/歴史民俗資料館
- 高齢者学級「寿学級」開講式  
4月8日(月)/京和荘
- 4月校園長会  
4月12日(金)/笹神支所
- 高齢者・女性学級「山手学級」「さわやか女性セミナー」開講式  
4月18日(木)/安田交流センター
- 市町村生涯学習・社会教育主管課長会議(オンライン)  
4月19日(金)/新潟県自治会館
- 図書館キッズウィーク2024  
4月19日(金)～5月6日(月・祝) /  
阿賀野市立図書館、水原中学校市民図書室
- 下越地区スポーツ推進委員協議会総会・研修会  
4月20日(土)・21日/安田交流センター他
- 阿賀野市長選挙及び阿賀野市議会議員補欠選挙  
4月21日(日)/市内
- 下越地区公民館連絡協議会代議員会  
4月26日(金)/新発田市生涯学習センター

ただ今、説明のありました今後の日程について、ご質問等ございますでしょうか。  
(全員なし)

ないようでございますので、その他 事務連絡ございますか。

<事務連絡>

- ・学校訪問日程について
- ・令和5年度末・令和6年度初教職員人事異動について
- ・辞令交付式について
- ・入園式、入学式について

それでは、令和6年第3回阿賀野市教育委員会定例会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

閉会を宣言した時刻 午後3時53分

羽田課長  
阿部管理指導  
主事

以上、会議の要旨を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

阿賀野市教育長 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 \_\_\_\_\_